株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十二年四月三十日を取得日として、全部取得条項が付された当社普通株式の全部を取得することとし、当社の株券の提出を求めたところ、左記株券につき株券を提出できない旨の申し出がありました。つきましては、届出人に対して旧株券の提出なくして旧株券に係る株主が受けることのできる金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都渋谷区南平台町五番六号

エヌ・ティー・プロパティーズ株式会社

代表取締役　大畠　俊昭

券別	枚数	記号	番号	名義人住所	氏名
百株券	二	Aほ	四～五	名古屋市中村区則武本通一―三九	小山　清
百株券	二	Bほ	一～二	〃	〃
十株券	一	Aは	五十三	〃	〃
十株券	一	Bは	十九	〃	〃
一株券	二	Aい	八十四～八十五	〃	〃
一株券	二	Bい	二十六～二十七	〃	〃

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田中隆が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都港区赤坂四丁目一番一号

エース・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・エルティーディー

日本における代表者　田中　隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロバート・ウィンザーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年七月三十日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー四〇階

ドレスナー・クラインオート(ジャパン)リミテッド

日本における代表者

ロバート・ウィンザー

限定承認公告

本籍埼玉県行田市大字埼玉三八一番地、最後の住所埼玉県行田市桜町二丁目一七番三五号

被相続人　亡　谷嶋　秀明

右被相続人は平成二十二年四月二十三日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階

相続財産管理人谷嶋一枝

代理人弁護士　南雲　芳夫

限定承認公告

本籍東京都葛飾区東水元一丁目一一〇一番地、最後の住所東京都葛飾区西水元二丁目二三番七号

被相続人　亡　長山　好宏

右被相続人は平成二十一年六月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

東京都葛飾区西水元二丁目二三番七号

限定承認者　長山　陽子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市平野区背戸口一丁目二二番、最後の住所大阪府大阪市平野区背戸口一丁目二二番二〇号ハピネスゆう四〇一号

被相続人　亡　井上　英明

右被相続人は平成二十二年四月九日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

大阪府大阪市平野区背戸口一丁目二二番二〇号ハピネスゆう四〇一号

相続財産管理人　井上　律子

限定承認公告

本籍山口県宇部市大字船木三六四番地、最後の住所山口県宇部市大字船木五四六番地一二

被相続人　亡　上野　昭治

右被相続人は平成二十二年四月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十二日山口家庭裁判所船木出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

山口県周南市鐘楼町一番二二号　通山法律事務所

相続財産管理人上野和禎

代理人弁護士　通山　和史

登録金融機関の吸収合併の公告

当組合は、吸収合併により大分県農業協同組合(住所大分市大字羽屋六〇〇番地の一〇)に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年九月一日です。

平成二十二年七月三十日

大分県杵築市大字杵築七四〇番地の一

杵築市農業協同組合

代表理事組合長　阿部　順治

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年七月三十日

東京都中央区八丁堀一丁目五番一号

株式会社サンシティ

代表取締役　星山　泰洙

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年七月三十日

東京都中央区銀座七丁目一二番九号

虎ノ門住宅販売株式会社

代表取締役　小谷万里子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年七月三十日

東京都中央区銀座七丁目一二番九号

神田住宅販売株式会社

代表取締役　小谷万里子